

第173回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月20日（火曜日）午前10時

開催場所 東京都中央区晴海一丁目8番12号
晴海アイランド トリトンスクエア
オフィスタワー Z棟 15階
株式会社カナデン 本社会議室

議案 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

目次

第173回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告	39

会社法改正により株主総会資料の電子提供制度が施行されたことに伴い、従前書面でお送りしておりました株主総会資料を当社ウェブサイト等に掲載して提供しております。書面交付請求をされていない株主様には、本招集ご通知及び株主総会参考書類をお送りしております。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kanaden.co.jp/ir/stocks/meeting/>



株主各位

証券コード 8081

2023年6月5日

〒104-6215 東京都中央区晴海一丁目8番12号

トリトンスクエアZ棟

株式会社 カナデン

代表取締役社長 本橋伸幸

第173回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第173回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際して、議決権行使書用紙を除く株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kanaden.co.jp/ir/stocks/meeting/>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の『議決権行使等のご案内』に従って、2023年6月19日（月曜日）当社営業時間の終了時（午後5時35分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2023年6月20日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワー Z棟 15階 株式会社カナデン 本社会議室 <small>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small>
3 目的事項	報告事項 1. 第173期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第173期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件

以上

- 当社は、当社ウェブサイト以外にも、株式会社東京証券取引所のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の株式会社東京証券取引所のウェブサイトにアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「カナデン」または証券「コード」に「8081」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

株式会社東京証券取引所のウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



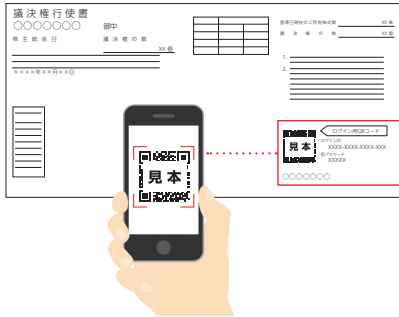
- 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い
各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び株式会社東京証券取引所のウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- 交付書面から一部記載を省略している事項
次の事項については、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
 - ② 事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙の右下に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック

「ログインID・
仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

「新しいパスワード」
を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名・報酬諮問委員会から妥当である旨の答申を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当				
1	もとはし のぶゆき 本橋 伸幸	取締役社長 (代表取締役)	再任			
2	もりや ふとし 守屋 太	常務取締役 (関西支社長及び支店担当)	再任			
3	ながしま よしろう 永島 義郎	取締役	再任	社外	独立	指名報酬
4	いとう やよい 伊藤 弥生	取締役	再任	社外	独立	指名報酬
5	いまだ ともえ 今戸 智恵	取締役	再任	社外	独立	指名報酬
6	もり ひさたか 森 寿隆	取締役 (九州支店長)	再任			
7	さいぐさ ひろのり 三枝 裕典	取締役 (管理部門担当)	再任			指名報酬

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

指名報酬 指名・報酬諮問委員会

候補者
番号

1



再任

もと はし のぶ ゆき
本橋 伸幸 (1957年12月31日生)

所有する当社の株式数……71,534株
在任年数…… 8年
取締役会出席状況…… 11/11回

略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月 当社入社
2013年 6月 当社執行役員 F A 事業部長
2015年 6月 当社取締役 F A 事業部長
2016年 6月 当社代表取締役社長
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

本橋伸幸氏は、2016年の代表取締役社長就任以来、当社の技術力強化や海外事業の拡大など企業価値向上に繋がる新たな事業基盤の創出をけん引しております。また、著しく変化する外部環境の中でも、卓越した見識とリーダーシップをもって指揮をとっており、当社の持続的な発展には同氏が経営手腕を発揮することが適切であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2



再任

も り や ふ と し
守屋 太 (1962年9月25日生)

所有する当社の株式数……25,740株
在任年数…… 3年
取締役会出席状況…… 11/11回

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 当社入社
2016年 4月 当社 F A 事業部副事業部長
2016年 6月 当社執行役員 F A 事業部長
2020年 4月 当社執行役員関西支社長
2020年 6月 当社取締役執行役員関西支社長
2021年 6月 当社常務取締役執行役員関西支社長及び支店担当
2022年 4月 当社常務取締役関西支社長及び支店担当
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

守屋 太氏は、長年にわたり当社の主力事業である F A システム事業に携わり、事業責任者として国内・海外における豊富な経験と幅広い知見を有しております。その知見と手腕をもって、当社事業の成長に大きく寄与しており、当社の持続的な発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

ながしま よしろう
永島 義郎 (1952年4月7日生)

所有する当社の株式数…… 2,405株
在任年数…… 7年
取締役会出席状況…… 11/11回



再任

社外

独立

指名報酬

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2005年10月	エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 代表取締役副社長
2002年5月	同行虎ノ門支社長	2009年6月	日本カーバイド工業株式会社 常勤監査役
2004年6月	東京ダイヤモンド再生・債権回収株式会社（現エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社）代表取締役社長	2016年6月	当社社外取締役 (現在に至る)
		2018年6月	全国保証株式会社 社外取締役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

全国保証株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

永島義郎氏は、会社経営者としての経験に加え、上場企業の監査役及び社外取締役の経験を有していることから、当社の取締役会において適切な助言をいただいております。

引き続き社外取締役として、事業戦略や財務戦略等について適切な助言を期待し、選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員長として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

なお、当社と、全国保証株式会社との間に取引はございません。

候補者
番号

4

いとう やよい
伊藤 弥生 (1964年3月1日生)

所有する当社の株式数 一株
在任年数 2年
取締役会出席状況 11/11回



再任

社外

独立

指名報酬

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月	日本電信電話株式会社入社	2018年4月	同社IT戦略担当戦略部長
1988年7月	エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）入社	2019年5月	ユニゾホールディングス株式会社入社 常務執行役員
2008年4月	同社公共システム事業本部ビジネス企画推進室長	2020年11月	S Gシステム株式会社入社
2016年4月	日本マイクロソフト株式会社入社 エンタープライズパートナー営業統括本部シニアビジネスデベロップメントマネージャー	2021年4月	同社執行役員経営企画担当
2017年2月	ヤマトホールディングス株式会社入社 デジタルイノベーション推進室推進部長	2021年6月	三井住建道路株式会社 社外取締役（現在に至る）
		2021年6月	当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

三井住建道路株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

伊藤弥生氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、経営企画やICTに関する豊富な経験と見識を有しており、社外取締役としてDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する当社の経営に適切な助言をいただいております。

引き続き社外取締役として、経営企画やDX等について適切な助言を期待し、選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

なお、当社と、三井住建道路株式会社との間に取引はございません。

候補者
番号

5



再任

社外

独立

指名報酬

候補者
番号

6



再任

い ま ど と も え
今 戸 智 恵 (1975年3月3日生)

所有する当社の株式数 一株
在任年数 1年
取締役会出席状況 8/8回

略歴、当社における地位及び担当

2003年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2003年10月 森・濱田松本法律事務所入所
2008年4月 外務省国際法局経済条約課 課長補佐
2010年7月 奥野総合法律事務所入所
2018年5月 株式会社アイ・アールジャパン入社
2019年1月 三浦法律事務所入所 パートナー弁護士
2020年6月 全国保証株式会社 社外取締役
2022年6月 当社社外取締役

(現在に至る)
(現在に至る)
(現在に至る)
(現在に至る)

重要な兼職の状況

三浦法律事務所 パートナー弁護士、全国保証株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

今戸智恵氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、上場企業の社外取締役の経験から当社の取締役会において適切な助言をいただいております。引き続き社外取締役として、コンプライアンスやガバナンス等について適切な助言を期待し、選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。なお、当社と、三浦法律事務所及び全国保証株式会社との間に取引はございません。

も り ひ さ た か
森 寿 隆 (1960年6月15日生)

所有する当社の株式数……………22,017株
在任年数…………… 7年
取締役会出席状況…………… 11/11回

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月 当社入社
2014年4月 当社執行役員中部支店長
2016年4月 当社執行役員関西支社副社長
2016年6月 当社取締役経営戦略室長
2018年4月 当社取締役事業推進室長
2018年6月 当社取締役執行役員事業推進室長
2019年4月 当社取締役執行役員九州支店長
2022年4月 当社取締役九州支店長
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

森 寿隆氏は、当社における長年の技術部門及び事業部門の経験に加え、取締役として経営企画部門を担当するなど、バランス感覚に優れております。その幅広い知見と経験は、当社の持続的な発展に必要の人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

さいくさ ひろのり
三枝 裕典 (1961年8月14日生)

所有する当社の株式数……26,143株
在任年数…… 4年
取締役会出席状況…… 11/11回



再任

指名報酬

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月 当社入社
2016年4月 当社執行役員総務人事室長
2018年4月 当社執行役員管理統括室長
2019年6月 当社取締役執行役員管理統括室長
2020年10月 当社取締役監査部門担当
2021年6月 当社取締役管理部門担当
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

三枝裕典氏は、当社における長年の事業部門経験に加え、管理部門の要職を歴任するなど、バランス感覚に優れ、当社の持続的な発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、客観的・中立的立場で関与する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります(1株未満切捨表示)。
 - 取締役候補者の永島義郎氏、伊藤弥生氏及び今戸智恵氏は、社外取締役候補者であります。
 - 社外取締役候補者の永島義郎氏、伊藤弥生氏及び今戸智恵氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、当社は同取引所に対して、3氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、両氏が再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
 - 社外取締役候補者の今戸智恵氏の戸籍上の氏名は、山崎智恵であります。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
 - 取締役候補者の伊藤弥生氏は、2023年6月21日開催予定の日本郵政株式会社株主総会終結の時をもって、同社の社外取締役に就任する予定であります。また、2023年6月28日開催予定の西松建設株式会社株主総会終結の時をもって、同社の社外取締役に就任する予定であります。

(ご参考)

当社では、取締役の構成において、各分野での豊富な経験と知見を有する人材を選任し、取締役会等の機能向上を図っております。

各取締役候補者が有する主な専門的経験と知見は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名(年齢)	在任年数(年)	地位及び担当	候補者が有する主な専門的経験と知見							
				経営	営業	技術	財務・会計	法務	国際性	人事	DX
1	本橋伸幸(65)	8	取締役社長 (代表取締役)	●	●	●			●		
2	守屋太(60)	3	常務取締役 (関西支社長及び支店担当)	●	●	●			●		
3	永島義郎(71)	7	取締役 (社外)	●	●		●				
4	伊藤弥生(59)	2	取締役 (社外)		●	●				●	●
5	今戸智恵(48)	1	取締役 (社外)					●	●		
6	森寿隆(62)	7	取締役 (九州支店長)	●	●	●					●
7	三枝裕典(61)	4	取締役 (管理部門担当)	●	●		●	●			

(注)各取締役候補者が有する専門的経験と知見のうち、とりわけ強みのあるもの、当社事業と関連性が強いものを(最大4個)記載しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役境 晴繁氏及び山村耕三氏は辞任されますので、その補欠として監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役候補者の塚田和弘氏は、監査役境 晴繁氏の補欠として、監査役候補者の岡本 修氏は、監査役山村耕三氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

塚田 和弘 (1962年6月26日生) 所有する当社の株式数 455株



新任

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月 当社入社
2005年4月 当社電子事業部社会システム一部長
2009年4月 当社社会システム事業部社会システム部長
2010年4月 当社SⅠ事業部社会システム部長
2012年4月 当社九州支店福岡営業所長
2015年4月 当社執行役員SⅠ事業部長
2018年6月 当社執行役員ビル設備事業部長
(現在に至る)

監査役候補者とした理由

塚田和弘氏は、当社における長年の事業部門経験により当社事業を熟知しており、かつ執行役員として事業責任者を歴任する等、管理統制においても秀でた能力を有しておりますので、監査役として客観的かつ公正な立場で取締役の職務の遂行を監視できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

おかもと
岡本

おさむ
修 (1966年7月27日生)

所有する当社の株式数

一株



新任
社外

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月 三菱電機株式会社入社
2011年4月 同社神奈川支社総務部経理課長
2013年6月 同社関越支社総務部経理課長
2018年4月 同社プラント建設統括部業務部経理課長
2019年10月 同社東北支社総務部長
2019年11月 青森三菱電機機器販売株式会社 社外監査役
2019年12月 山形三菱電機機器販売株式会社 社外監査役
(現在に至る)
2020年2月 菱明三菱電機機器販売株式会社 社外監査役
(現在に至る)
2023年4月 三菱電機株式会社 営業本部事業企画部次長
(現在に至る)

社外監査役候補者とした理由

岡本 修氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、三菱電機株式会社営業本部事業企画部次長の職にあり、同社グループ企業の監査役を歴任する等、グループ企業の監督に関する十分な知識を有しております。また同社の経理部門を長く経験する等、財務・会計に関する十分な知見を有しており、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、当社は三菱電機株式会社と取引関係にあり、同社は当社の株式（自己株式を控除した持株比率20.14%）を保有しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります(1株未満切捨表示)。
3. 監査役候補者の岡本 修氏は、社外監査役候補者であります。
4. 監査役候補者の岡本 修氏は、当社の特定関係事業者である三菱電機株式会社の業務執行者であり、過去10年間に於いて同社の業務執行者となっております。また、同社から過去2年間に於いて、使用人としての報酬を受けており、今後も受ける予定であります。
5. 監査役候補者の岡本 修氏は、2023年5月25日開催予定の菱明三菱電機機器販売株式会社株主総会終結の時をもって、同社の社外監査役を退任する予定であります。また、2023年6月8日開催予定の山形三菱電機機器販売株式会社株主総会終結の時をもって、同社の社外監査役を退任する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当事業年度における当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の防疫と経済活動の両立が進む中、サービス消費を中心に個人消費が持ち直したことにより、企業収益や設備投資は緩やかに回復し、雇用・所得環境も一部に改善がみられますが、半導体や各種部材不足、素材の高騰等が長期化しており、ロシアのウクライナ侵攻も解決の目途が立たず、欧米のインフレ高進や金融不安による景気の下振れリスクがあります。さらには、中国経済も成長が鈍化しており、依然として先行き不透明な状況となっております。

このような状況下、当社グループは、5カ年中期経営計画『Electronics Solutions・Company2025 (ES・C2025)』の2年目として、技術力・企画力を高め、グループ内外との連携強化を図り、オリジナルソリューションの提供を通し、高付加価値ビジネスを追求するとともに、社会の変化に即応し、SDGsへの取り組みを通じて、社会課題の解決に貢献し持続的な成長を実現する「エレクトロニクスソリューションズ・カンパニー」となることを目指しております。

これらの取り組みにより、半導体・デバイス業界が好調という背景や円安影響もあり、情通・デバイス事業の半導体デバイス分野が前年度に引き続き好調に推移しました。また、FAシステム事業では、製造業の設備投資が回復基調にあり順調に推移し、売上・利益に貢献しました。

一方、インフラ事業の交通分野は、前年度の大口案件の剥落や部材納期長期化の影響による延伸等、低調に推移しました。

その結果、当事業年度における売上高につきましては、106,419百万円（前年度比5.5%増）となり、経常利益につきましては、4,244百万円（前年度比38.9%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、2,896百万円（前年度比50.6%増）となりました。

売上高

106,419百万円

前年度比

5.5%増 

経常利益

4,244百万円

前年度比

38.9%増 

親会社株主に帰属する
当期純利益

2,896百万円

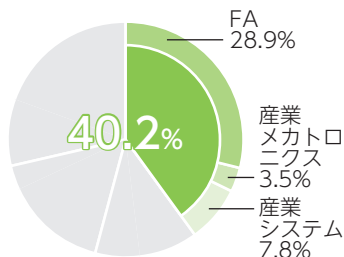
前年度比

50.6%増 

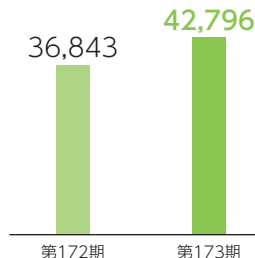
事業区分別の営業状況は次のとおりであります。

FAシステム 売上高42,796百万円（前年度比16.2%増）

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



FA分野は、半導体不足による納期長期化の影響が継続しておりますが、一部機種に改善の兆しも見られ、製造業の設備投資が回復基調にあることから駆動制御機器やコントローラシステムを中心に順調に推移しました。

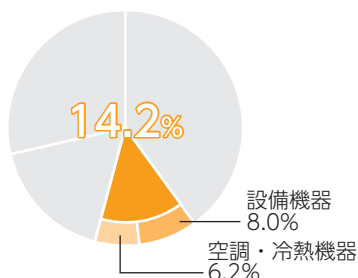
産業メカトロニクス分野は、レーザ加工機が案件増加し堅調に推移しました。

産業システム分野は、前年度の飲料メーカー向け制御システムの大口案件剥落がありましたが、電機品の大口案件やプラント設備機器が順調に推移し増加しました。

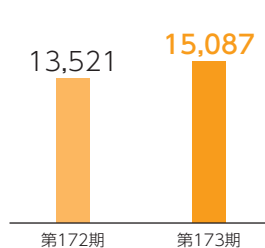
その結果、当該事業としては5,952百万円の増収となり、経常利益は682百万円の増益となりました。

ビル設備 売上高15,087百万円（前年度比11.6%増）

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



設備機器分野は、情報・通信事業者向け受変電設備が部材納期長期化による工事延伸の影響もありましたが、前年度並みで推移しました。

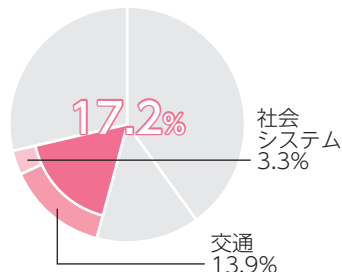
空調・冷熱機器分野は、空調機器が飲食業の設備投資回復により増加し、住設機器は大口案件があり増加しました。

その結果、当該事業としては1,566百万円の増収となりましたが、経常利益は6百万円の減益となりました。

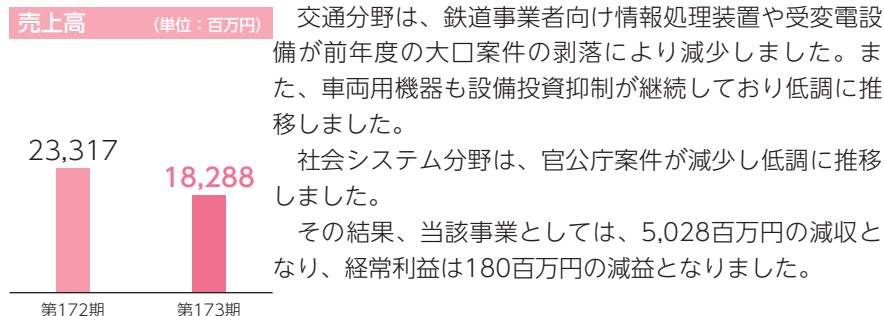
インフラ

売上高18,288百万円（前年度比21.6%減）

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



交通分野は、鉄道事業者向け情報処理装置や受変電設備が前年度の大目案件の剥落により減少しました。また、車両用機器も設備投資抑制が継続しており低調に推移しました。

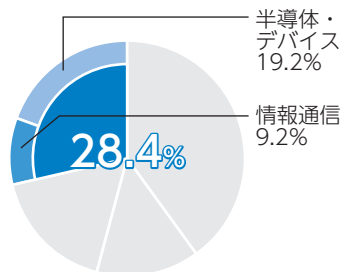
社会システム分野は、官公庁案件が減少し低調に推移しました。

その結果、当該事業としては、5,028百万円の減収となり、経常利益は180百万円の減益となりました。

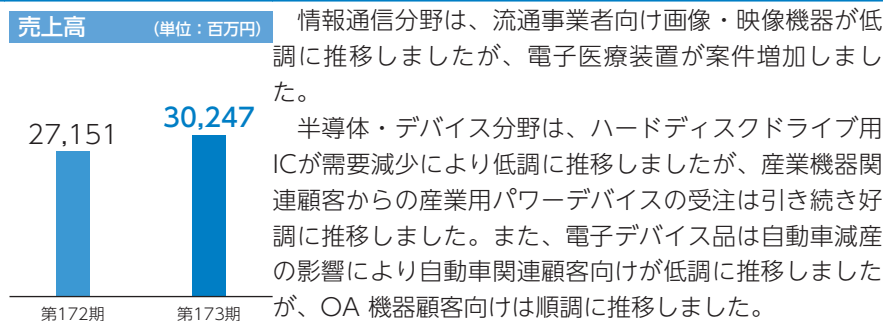
情通・デバイス

売上高30,247百万円（前年度比11.4%増）

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)

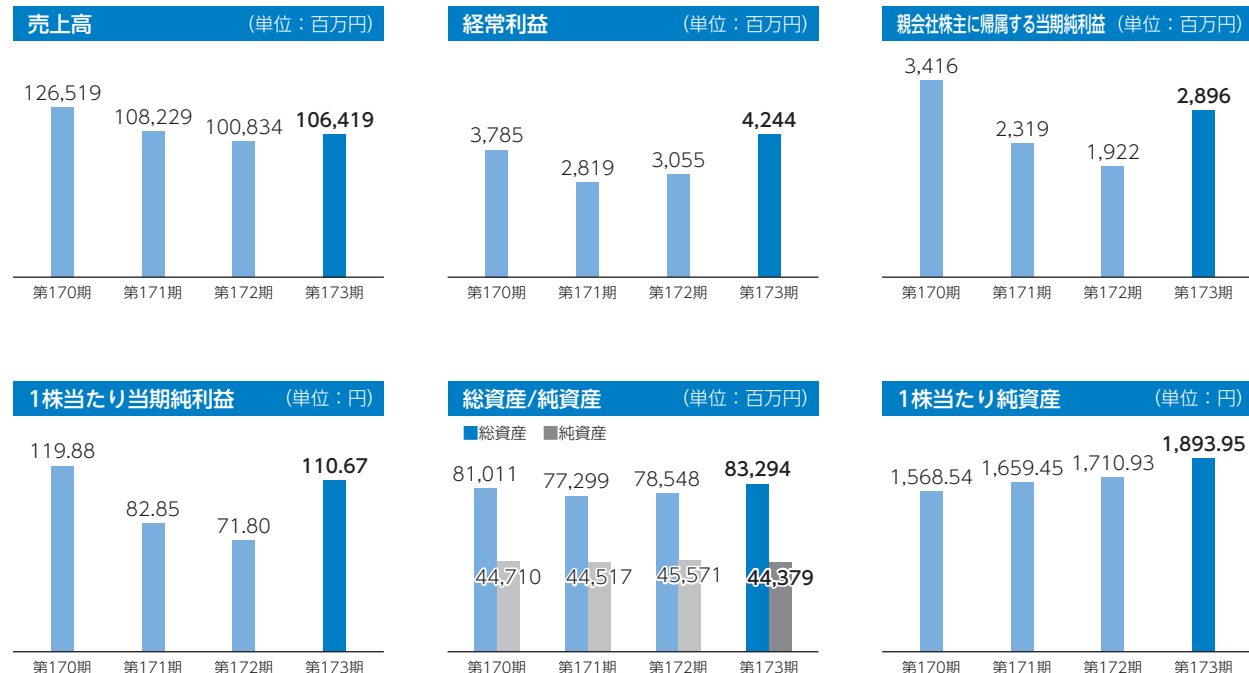


情報通信分野は、流通事業者向け画像・映像機器が低調に推移しましたが、電子医療装置が案件増加しました。

半導体・デバイス分野は、ハードディスクドライブ用ICが需要減少により低調に推移しましたが、産業機器関連顧客からの産業用パワーデバイスの受注は引き続き好調に推移しました。また、電子デバイス品は自動車減産の影響により自動車関連顧客向けが低調に推移しましたが、OA 機器顧客向けは順調に推移しました。

その結果、当該事業としては3,095百万円の増収となり、経常利益は638百万円の増益となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第170期 (2019年度)	第171期 (2020年度)	第172期 (2021年度)	第173期 (2022年度)
売上高	(百万円)	126,519	108,229	100,834	106,419
経常利益	(百万円)	3,785	2,819	3,055	4,244
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,416	2,319	1,922	2,896
1株当たり当期純利益	(円)	119.88	82.85	71.80	110.67
総資産	(百万円)	81,011	77,299	78,548	83,294
純資産	(百万円)	44,710	44,517	45,571	44,379
1株当たり純資産	(円)	1,568.54	1,659.45	1,710.93	1,893.95

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第172期の期首から適用しております。

(3) 重要な子会社及び企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社カナデンエンジニアリング	30百万円	100%	通信機器、電子応用機器、空調機器、低温機器、電気設備及び照明器具の販売、設計、工事及び保守
テクノクリエイト株式会社	20百万円	100%	コンピューターソフトウェアの設計及び開発
株式会社カナデンテレシス	20百万円	100%	移動体通信機器の販売及び保守
科拿電（香港）有限公司	350万香港ドル	100%	半導体・デバイス等の販売
KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	100万シンガポールドル	100%	半導体・デバイス等の販売
科拿電国際貿易（上海）有限公司	260万米ドル	100%	半導体・デバイス、F A 機器及び産業メカトロニクス機器の販売
KANADEN (THAILAND) CO., LTD.	400万タイバート	49%	F A 機器、産業メカトロニクス機器及び空調・冷熱機器の販売並びに自動化・IoT等ソリューションビジネスに関わるシステム販売
KANADEN VIETNAM CO., LTD.	100万米ドル	100%	F A 機器及び産業メカトロニクス機器の販売並びに自動化・IoT等ソリューションビジネスに関わるシステム販売
KANADEN TRADING (THAILAND) CO.,LTD.	1億タイバート	99.9%	F A 機器、空調・冷熱機器、半導体・デバイス等の販売及びタイにおける当社グループ内仕入・商材開拓統括機能
FACOM-KD (THAILAND) CO.,LTD.	1千万タイバート	9%	産業用機械、制御システム等の設計、製造、導入設置等

(注) KANADEN (THAILAND) CO., LTD.は、FACOM-KD (THAILAND) CO.,LTD.株式の90.99%を保有しております。

② その他の重要な企業結合の状況

- i. 当社子会社であった株式会社カナデンブレインは、2022年9月29日付で当社が保有する同社の全ての株式を株式会社シミックインテグレーション（現シミック株式会社）に売却いたしましたので、同社は当社企業集団から外れております。なお、株式会社カナデンブレインは、同年10月1日付にて株式会社ブレインジェネシスに社名変更しております。
- ii. 当社は三菱電機株式会社の関連会社で、同社は当社の株式4,720千株（自己株式を控除した持株比率20.14%）を保有しております。なお、当社と同社との当事業年度中の取引は、当社単体の売上高の3.05%、仕入高の52.94%の割合を占めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、ロシアのウクライナ侵攻の長期化、欧米のインフレ高進や金融不安等、先行き不透明な状況が続いております。また、労働人口の減少や気候変動への対策も喫緊の課題となっております。

その様な状況下、2023年5月にこれまでのグループ理念の根幹となる精神を受け継ぎつつ、新たに企業理念を策定しました。当社グループのミッション（存在意義）を「技術と創意で一步先の未来へ導く」とし、当社グループの技術と創意、そしてパートナー会社の技術を掛け合わせたソリューションで世の中をより良い未来へ導いていくことを掲げております。そして、ビジョン（ありたい姿）を「Creating New Value for Society」とし、お客様やパートナー会社、ひいては社会全体のために常に新しい価値を創造し続ける集団となり、事業活動を展開してまいります。

5ヵ年中期経営計画『Electronics Solutions・Company 2025（ES・C2025）』（2021年度～2025年度）では、持続的な成長に向けた収益構造の強化を図り、お客様へ価値を提供し、社会課題の解決に貢献できる「エレクトロニクスソリューションズ・カンパニー」となることを目指す5年間としておりますが、社会環境の変化と当社グループにおけるリスクと機会を考察し、以下の項目に注力し取り組んでおります。

① 経営基盤である信頼と信用の向上

企業価値向上に向けた成長の基盤として、まず信頼と信用が重要であると認識しております。

法令違反や社会規範を逸脱した企業活動による信頼の低下や企業価値の毀損はもとより、高度化するデジタル社会において脆弱な情報セキュリティでは外部からの侵入等による情報漏洩の発生に起因した、信頼の低下や損害賠償請求のリスクがあります。外部規律や社会的要請に適応したコーポレート・ガバナンス体制を構築し、より健全で透明性の高い経営を実践するとともに、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会等の機能を強化し、また、役員及び社員全員が高い倫理観を持ち、健全で誠実な事業活動を推し進めてまいります。併せて、強固な情報セキュリティ構築のために、システムによる高いセキュリティレベルを維持するとともに、社員全員への教育と周知に取り組んでまいります。

また、気候変動等の環境問題への対応は事業継続における喫緊の課題と認識しており、気候変動への対応に関する情報開示を充実させるとともに、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを加速し、社会的信頼と信用を高めてまいります。

② 変化の時代に応じた事業基盤の強化

信頼と信用の積み重ねの上に、事業基盤を強化することにより成長の基盤をなお一層強固なものに出来ると認識しております。

製品・サービスの複雑化・高度化、生産拠点・サプライヤーの多様化等により、製品・サービスの品質低下や欠陥等が発生した場合には、信頼の低下や損害賠償請求のリスクがあります。長年培ったサプライヤーとの信頼と信用、また、製品サイト等を活用したカナデンコンソーシアムを形成することで、安定した品質を保つとともに、企業間で補完しあうことでの労働環境向上にも取り組み、サプライチェーンとの共創を進めてまいります。

また、労働人口の減少は、優秀な人材確保の競争激化による雇用継続のリスクがあり、事業基盤を揺るがし兼ねない課題です。優秀な人材を確保し続けるために、人事ポリシーに沿って、働きがいと成長の好循環を実現する施策を実施することでダイバーシティの推進を図ります。併せて、働き方改革の取り組みや健康経営の推進により社員のモチベーションアップを図り、生産性の向上を進めてまいります。

③ 市場で勝ち残るための競争優位性の向上

強固な成長基盤を基に、競争優位性の向上を図ることが成長のドライバーとして重要であると認識しております。

デジタル社会の進展は、単にモノ売りという商社機能における付加価値低下や、技術革新による既存商材・サービスの競争力が低下するリスクがあります。一方で、AI・IoT等を活用した技術力の強化を図り、ソリューションに長けた人材の登用と育成の強化により提案力の底上げを行い、併せてデジタルマーケティングやインサイドセールス機能を整備することで、商談機会と提案領域を拡大させ、更なる営業力の強化と新たな事業の創出を図ってまいります。

また、グループ内・パートナー企業との連携により提案力の強化を図り、お客様の企業価値向上に貢献するオリジナルソリューションを提供することで差別化を図り、競争力を強化してまいります。

④ 技術と創意による事業の成長

事業活動を通じた社会課題の解決に貢献することにより、持続的に成長するエレクトロニクスソリューションズ・カンパニーとなることが出来ると確信しております。

少子高齢化による労働人口の減少は、消費及び生産の減少による市場規模縮小という大きな社会的課題であり、当社グループの事業の成長において大きなリスクであります。

また、気候変動等の環境問題は、エネルギー・資源の枯渇、温室効果ガス排出への国際的な規制強化、大規模災害による事業活動の停滞等のリスクがあります。

これらの社会的課題の解決に向け、環境・エネルギー分野（省エネ）について企業活動のあらゆる面において地球環境の保全と調和に取り組み、当社グループのソリューションを通じて、脱炭素社会の実現やGHG排出量の削減へ寄与してまいります。また、ロボットなどのFAシステムを用いたソリューションを提案強化することにより、日本のものづくりの競争力強化に貢献してまいります。

また、放射線治療装置や介護システムの提案により、長寿社会における心身の健康増進と福祉の充実に取り組み、自然災害に対する防災・減災設備の提供や、重要な社会インフラである鉄道事業者向けへの受変電設備等の提供により安全で快適な社会基盤づくりに貢献してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループの事業は、FA、産業メカトロニクス、産業システム、設備機器、空調・冷熱機器、交通、社会システム、情報通信、半導体・デバイス等、幅広い分野にわたっております。

また、当社グループはエレクトロニクスソリューションズ・カンパニーとして、工場自動化に向けたシステム・ソリューションビジネスを積極的に展開するとともに、スマート社会実現のため、安全・安心をキーワードに省エネ、再生可能エネルギー、環境関連製品を豊富に取り扱っております。

なお、各事業区分別における主要な事業内容は表のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
FAシステム事業	FAシステム事業は、製造ラインの品質・生産性向上に貢献するコントローラシステムや自動化システムをはじめとするFA機器、微細加工に対応するレーザ加工機、放電加工機等のメカトロニクス商品を販売しております。
ビル設備事業	ビル設備事業は、無停電電源装置、昇降機等のほか、省エネ化を踏まえた空調機器、住宅設備機器、低温機器、エネルギーマネジメントシステム等を販売しております。
インフラ事業	インフラ事業は、交通事業者向けに変電電力設備、LED機器、情報通信機器、車両用電機品等を販売するほか、社会基盤整備に貢献する交通安全システム、航空管制システム、太陽光発電設備、地域防災システム等を販売しております。
情通・デバイス事業	情通・デバイス事業は、情報通信機器、自動車及び産業機器に不可欠なマイコンを中心とする半導体、電子デバイス部品等のほか、様々なニーズや課題に応じた映像ソリューションシステム、セキュリティシステム等を販売しております。

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区
関西支社	大阪府大阪市
中部支店	愛知県名古屋市
九州支店	福岡県北九州市
東北支店	宮城県仙台市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社カナデンエンジニアリング	東京都中央区
テクノクリエイト株式会社	大阪府大阪市
株式会社カナデンテレス	大阪府大阪市
科拿電（香港）有限公司	香港
KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール共和国
科拿電国際貿易（上海）有限公司	中華人民共和国上海市
KANADEN (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
KANADEN VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
KANADEN TRADING (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
FACOM-KD (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国バンコク市

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
F Aシステム事業	282名	10名増
ビル設備事業	78名	9名減
インフラ事業	65名	2名減
情通・デバイス事業	254名	61名減
全社 (共通)	134名	1名減
合 計	813名	63名減

(注) 1. 使用人数には、企業集団以外からの出向者を含み、企業集団以外への出向者及び退職者は含んでおりません。

2. 情通・デバイス事業の使用人数が前期末と比べて61名減少しておりますが、その主な理由は、2022年9月29日付で子会社であった株式会社カナデンブレインの当社保有株式の全てを株式会社シスマックインテグレーション（現シスマック株式会社）に売却しており、同社が企業集団から外れたことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
592名	7名減	42.9歳	17.8年

(注) 使用人数には、他社からの出向者を含み、他社への出向者及び退職者は含んでおりません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	90,000,000株
② 発行済株式の総数	23,600,000株
③ 株主数	17,100名
④ 大株主（上位10名）	

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
三菱電機株式会社	4,720千株	20.14%
カナデン取引先持株会	2,911千株	12.43%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,666千株	7.11%
カナデン従業員持株会	962千株	4.11%
三菱倉庫株式会社	656千株	2.80%
明治安田生命保険相互会社	600千株	2.56%
東京海上日動火災保険株式会社	455千株	1.94%
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA - SEGREG HK INDI CLT ASSET	396千株	1.69%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	388千株	1.66%
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	361千株	1.54%

(注) 持株比率は自己株式（168,009株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	32,374株	5名

⑥ その他株式に関する重要な事項

i. 自己株式の取得

2022年11月1日開催の取締役会決議に基づき、資本効率の向上を図るとともに株主の皆様への利益還元
の充実を図るため、2022年11月2日に751千株の自己株式を市場から取得しております。

ii. 自己株式の取得

2023年2月28日開催の取締役会決議に基づき、機動的な資本政策の遂行及び株主の皆様への利益還元の
拡充を図るため、2023年3月1日に2,484千株の自己株式を市場から取得しております。

iii. 自己株式の消却

2023年2月28日開催の取締役会決議に基づき、2023年3月8日に5,000千株の自己株式を消却して
おります。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職
取締役社長 (代表取締役)	もとほし のぶ ゆき 本 橋 伸 幸	
常務取締役	もり や ふとし 守 屋 太	関西支社長及び支店担当
常務取締役	い べち あき お 井 口 明 夫	事業統括室長、事業部及びソリューション技術本部担当
取締役	なが しま よし ろう 永 島 義 郎	全国保証株式会社 社外取締役
取締役	い とう や よし 伊 藤 弥 生	S Gシステム株式会社 執行役員経営企画担当 三井住建道路株式会社 社外取締役
取締役	いま ど とも え 今 戸 智 恵	三浦法律事務所 パートナー弁護士 全国保証株式会社 社外取締役
取締役	もり ひさ たか 森 寿 隆	九州支店長
取締役	さい ぐさ ひろ のり 三 枝 裕 典	管理部門担当
監査役 (常勤)	さかい ほん しげ 境 晴 繁	株式会社寺岡製作所 社外監査役
監査役	やま むら こう ぞう 山 村 耕 三	三菱電機株式会社 営業本部 事業企画部 代理店グループマネージャー
監査役	の み やま ゆたか 野見山 豊	株式会社寺岡製作所 監査役
監査役	いっぼうし のぶ たけ 一法師 信 武	

- (注) 1. 取締役永島義郎氏、伊藤弥生氏及び今戸智恵氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山村耕三氏、野見山 豊氏及び一法師 信武氏は、社外監査役であります。
3. 監査役野見山 豊氏及び一法師 信武氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役野見山 豊氏は、株式会社寺岡製作所の監査役であり、同社管理部門の要職を歴任するなど、経営に対し高い見識を有しております。
 - ・監査役一法師 信武氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、三菱電機株式会社の関連会社で、同社は当社の株式4,720千株 (自己株式を控除した持株比率20.14%) を保有しております。
5. 当社と全国保証株式会社、S Gシステム株式会社、三井住建道路株式会社、三浦法律事務所及び株式会社寺岡製作所との間には、特別な関係はありません。
6. 取締役伊藤弥生氏は、2023年3月31日付でS Gシステム株式会社を退職しております。
7. 監査役山村耕三氏は、2023年4月1日付で三菱電機株式会社 監査部担当部長の職に就いております。
8. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役永島義郎氏、伊藤弥生氏及び今戸智恵氏並びに監査役野見山 豊氏及び一法師 信武氏の5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

i. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位、業績を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成しておりますが、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、役位に応じた月例の固定報酬とし、外部専門機関の客観的な報酬調査データ（業種・業態、売上高、時価総額、従業員数等）及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ロ. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度の連結経常利益の一定割合を原資とし、賞与として毎年一定期日に支給するものとしております。

個人別の報酬額は、業績貢献度及び役位を基に決定しております。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬としております。

<譲渡制限付株式報酬の内容>

(i) 概要

社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という。）に付与する譲渡制限付株式について、(ア)「対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成度に応じて」譲渡制限を解除するもの（以下、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」という。）と、(イ)「対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として」譲渡制限を解除するもの（以下、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」という。）とが併存する形としております。

(ii) 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限額及び上限数

対象取締役に譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総額は、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内とし、これらの合計は年額50百万円以内としております。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年60千株以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年60千株以内とし、これらの合計は年100千株以内としております。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとしております。

譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として普通株式の発行又は自己株式の処分が行われ、金銭の払込み等は要せず、対象取締役の報酬額は、1株につき取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として算出することとしております。

(iii) 対象取締役に対して付与する業績連動型譲渡制限付株式の概要

業績連動型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約1」という。）を締結するものとしております。

(ア) 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約1により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式1」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないと定めております（以下、「譲渡制限1」という。）。

譲渡制限期間は、中期経営計画の対象期間に合わせて、1年間から5年間までのうち、取締役会が定める期間としております。

(イ) 対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成度に応じて、本割当株式1の全部又は一部について譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限1を解除し、その後、対象取締役は、譲渡制限1を解除された本割当株式1を自由に譲渡等できることとしております。

(ウ) 対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は、本割当株式1を当然に無償で取得することとしております。

他方、当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役の地位を喪失したときは、譲渡制限期間が満了した時点で本割当株式1の全部又は一部の譲渡制限1を解除することとしております。

(エ) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(イ)及び(ウ)の定めに基づき譲渡制限1が解除されていない本割当株式1を当然に無償で取得することとしております。

- (オ) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該組織再編等が承認された日において対象取締役が保有する本割当株式1の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限1を解除することとしております。
- (カ) 上記(オ)に規定する場合においては、当社は、上記(オ)の定めに基づき譲渡制限1が解除された直後の時点において、なお譲渡制限1が解除されていない本割当株式1を当然に無償で取得することとしております。
- (キ) 上記(ア)から(カ)のほか、本割当契約1における意思表示・通知の方法、本割当契約1改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約1の中で定めることとしております。
- (iv) 対象取締役に対して付与する勤務条件型譲渡制限付株式の概要
- 勤務条件型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約2」という。）を締結するものとしております。
- (ア) 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約2により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式2」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはしないと定めております（以下、「譲渡制限2」という。）。
- 譲渡制限期間は、中期経営計画の対象期間に合わせて、1年間から5年間までのうち、取締役会が定める期間としております。
- (イ) 対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は、本割当株式2を当然に無償で取得するものとしております。
- (ウ) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式2の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限2を解除するものとしております。ただし、対象取締役が、上記(イ)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(イ)に定めるいずれの地位も喪失したときは、譲渡制限2を解除する本割当株式2の数及び譲渡制限2を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしております。
- (エ) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(ウ)の定めに基づき譲渡制限2が解除されていない本割当株式2を当然に無償で取得するものとしております。

(オ) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該組織再編等が承認された日において対象取締役が保有する本割当株式2の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限2を解除するものとしております。

(カ) 上記(オ)に規定する場合においては、当社は、上記(オ)の定めに基づき譲渡制限2が解除された直後の時点において、なお譲渡制限2が解除されていない本割当株式2を当然に無償で取得するものとしております。

(キ) 上記(ア)から(カ)のほか、本割当契約2における意思表示・通知の方法、本割当契約2改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約2の中で定めるものとしております。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行うものとしております。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

役位	基本報酬	業績連動賞与	譲渡制限付株式報酬	
			業績連動型	勤務条件型
取締役社長	42.3%	43.5%	7.1%	7.1%
役付取締役	43.7%	42.7%	6.8%	6.8%
取締役	44.9%	41.9%	6.6%	6.6%

(注) 1. 報酬には使用人兼務分を含めております。また、社外取締役は含めておりません。

2. 上記割合は中期経営計画ES・C2025の経営目標数値を100%達成した場合の割合を示しており、業績の結果によって報酬の割合は変動します。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社では、社内規程に基づき各取締役の基本報酬の額、各取締役の業績貢献度、役位に応じた賞与の配分及び株式報酬の割当てを算定し、その内容について指名・報酬諮問委員会において検討を行うものとしております。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

ii. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	業績連動賞与 (百万円)	譲渡制限付株式報酬 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
				業績連動型	勤務条件型	
取締役 (うち社外取締役)	272百万円 (21百万円)	130百万円 (21百万円)	105百万円 (一)	18百万円 (一)	18百万円 (一)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	20百万円 (8百万円)	20百万円 (8百万円)	— (一)	— (一)	— (一)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	292百万円 (30百万円)	150百万円 (30百万円)	105百万円 (一)	18百万円 (一)	18百万円 (一)	13 (6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬に係る指標は、経常利益等であり、その実績は19頁に記載のとおりであります。当該指標を選定した理由は、取締役の会社業績拡大に対するインセンティブになるためであります。当社の業績連動報酬は、当該事業年度の業績指標に対して担当部門ごとに設定した目標達成度及び役位ごとに設定した係数を乗じて算定しております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件等は「八、非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、25頁の「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与及び賞与は含まない。）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は1名）です。
また、この報酬限度額とは別に2018年6月20日開催の第168回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 2021年6月24日開催の第171回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬のうち、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内とし、合計は年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は3名）です。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬諮問委員会が決定方針等との整合性を含む多角的な検討のうえ取締役会に答申し、取締役会はその答申を尊重し決定しております。このことから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容は基本方針及び決定方針に沿うものであると判断しております。
7. 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
8. 第172回定時株主総会において退任した取締役1名に対し、勤務条件型譲渡制限付株式に係る譲渡制限を解除しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員等の主要な業務執行者であり、保険料を負担しておりません。

④ 社外役員に関する事項

i. 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

27頁の「(2)①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

ii. 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	永島 義郎	<p>当事業年度に11回開催された取締役会の全てに出席しました。主に会社経営者の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に事業戦略や財務戦略等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。</p> <p>また、当事業年度に4回開催された指名・報酬諮問委員会の全てに出席しました。うち3回については同委員会の委員長を務め、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問について適切に審議・答申を行っております。</p>
取締役	伊藤 弥生	<p>当事業年度に11回開催された取締役会の全てに出席しました。主に経営企画やICTに関する豊富な知見から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。</p> <p>また、当事業年度に4回開催された指名・報酬諮問委員会の全てに出席しました。同委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問について適切に審議・答申を行っております。</p>
取締役	今戸 智恵	<p>取締役就任以降、当事業年度に8回開催された取締役会の全てに出席しました。主に企業法務に精通した弁護士の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にコンプライアンス・ガバナンス等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。</p> <p>また、取締役就任以降、当事業年度に3回開催された指名・報酬諮問委員会の全てに出席しました。同委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問について適切に審議・答申を行っております。</p>
監査役	山村 耕三	<p>当事業年度に11回開催された取締役会の全てに出席し、また、7回開催された監査役会の全てに出席しました。電機業界における豊富な営業経験等の見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、適切な発言を行っております。</p>
監査役	野見山 豊	<p>当事業年度に11回開催された取締役会の全てに出席し、また、7回開催された監査役会の全てに出席しました。会社経営に対する高い見識から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、適切な発言を行っております。</p>
監査役	一法師 信武	<p>当事業年度に11回開催された取締役会の全てに出席し、また、7回開催された監査役会の全てに出席しました。公認会計士としての専門の見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、財務会計及び内部監査について適宜、適切な発言を行っております。</p>

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、科拿電（香港）有限公司、KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.、科拿電国際貿易（上海）有限公司、KANADEN(THAILAND)CO.,LTD.、KANADEN VIETNAM CO., LTD.、KANADEN TRADING (THAILAND) CO., LTD.、FACOM-KD (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、基幹システム構築時ににおける内部統制に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

なお、取締役が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、堅実性と成長性を併せ持った「健全経営」を確実に推し進めていくため、将来の事業展開と企業体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと認識し、連結配当性向35%を基準指標に、安定した配当の維持継続に努めております。

この方針に基づき、当該事業年度の期末配当金につきましては、普通配当金を1株当たり22円とさせていただきます。既に中間配当金として1株当たり17円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株当たり39円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	[68,815]
現金及び預金	15,339
受取手形	1,664
電子記録債権	7,174
売掛金	30,410
商品及び製品	11,370
原材料及び貯蔵品	1
未収入金	2,318
その他	540
貸倒引当金	△4
固定資産	[14,479]
有形固定資産	[8,541]
建物及び構築物	3,691
機械装置及び運搬具	52
工具、器具及び備品	300
土地	4,416
リース資産	76
建設仮勘定	4
無形固定資産	[1,281]
投資その他の資産	[4,655]
投資有価証券	3,883
繰延税金資産	536
その他	273
貸倒引当金	△37
資産合計	83,294

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	[37,785]
支払手形及び買掛金	27,363
電子記録債務	5,081
未払法人税等	1,067
前受金	726
賞与引当金	1,224
役員賞与引当金	115
その他	2,205
固定負債	[1,129]
再評価に係る繰延税金負債	167
退職給付に係る負債	859
資産除去債務	37
リース債務	60
その他	5
負債合計	38,915
(純資産の部)	
株主資本	[42,039]
資本金	5,576
資本剰余金	5,343
利益剰余金	31,313
自己株式	△193
その他の包括利益累計額	[2,339]
その他有価証券評価差額金	1,139
土地再評価差額金	378
為替換算調整勘定	410
退職給付に係る調整累計額	410
純資産合計	44,379
負債・純資産合計	83,294

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		106,419
売上原価		90,185
売上総利益		16,233
販売費及び一般管理費		12,266
営業利益		3,967
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	80	
仕入割引	19	
為替差益	114	
その他	70	306
営業外費用		
支払利息	11	
その他	18	29
経常利益		4,244
特別利益		
投資有価証券売却益	115	115
特別損失		
関係会社株式売却損	26	
投資有価証券売却損	13	
固定資産除却損	0	40
税金等調整前当期純利益		4,319
法人税、住民税及び事業税	1,561	
法人税等調整額	△139	1,422
当期純利益		2,896
親会社株主に帰属する当期純利益		2,896

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	[61,596]
現金及び預金	10,513
受取手形	1,518
電子記録債権	7,171
売掛金	29,962
商品及び製品	9,901
原材料及び貯蔵品	1
前渡金	337
前払費用	205
未収入金	1,973
その他	14
貸倒引当金	△4
固定資産	[14,990]
有形固定資産	[8,192]
建物	3,512
機械及び装置	48
工具、器具及び備品	284
土地	4,331
リース資産	10
建設仮勘定	3
無形固定資産	[1,270]
ソフトウェア	143
ソフトウェア仮勘定	1,097
その他	28
投資その他の資産	[5,528]
投資有価証券	3,873
関係会社株式	742
関係会社長期貸付金	238
長期前払費用	4
繰延税金資産	586
その他	143
貸倒引当金	△37
関係会社貸倒引当金	△23
資産合計	76,587

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	[36,323]
支払手形	60
電子記録債務	5,069
買掛金	26,422
リース債務	3
未払金	964
未払法人税等	1,023
前受金	695
預り金	33
賞与引当金	1,096
役員賞与引当金	105
受入保証金	574
その他	274
固定負債	[1,353]
再評価に係る繰延税金負債	167
退職給付引当金	1,162
資産除去債務	14
リース債務	8
負債合計	37,677
(純資産の部)	
株主資本	[37,391]
資本金	[5,576]
資本剰余金	[5,359]
資本準備金	5,359
その他資本剰余金	—
利益剰余金	[26,650]
利益準備金	588
その他利益剰余金	26,061
別途積立金	16,740
繰越利益剰余金	9,321
自己株式	[△193]
評価・換算差額等	[1,518]
その他有価証券評価差額金	1,139
土地再評価差額金	378
純資産合計	38,910
負債・純資産合計	76,587

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		99,203
売上原価		86,123
売上総利益		13,080
販売費及び一般管理費		9,573
営業利益		3,507
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	129	
仕入割引	19	
不動産賃貸料	64	
為替差益	118	
その他	32	375
営業外費用		
支払利息	7	
関係会社貸倒引当金繰入額	23	
その他	10	41
経常利益		3,841
特別利益		
投資有価証券売却益	115	115
特別損失		
関係会社株式売却損	119	
関係会社株式評価損	50	
投資有価証券売却損	13	
固定資産除却損	0	182
税引前当期純利益		3,773
法人税、住民税及び事業税	1,434	
法人税等調整額	△151	1,282
当期純利益		2,491

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社カナデン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ	
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸地 肖幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井上 卓也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カナデンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナデン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して、以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社カナデン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ	
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸地 肖幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井上 卓也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カナデンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第173期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第173期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制について、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社カナデン 監査役会

常勤監査役	境	晴	繁
社外監査役	山	村	耕
社外監査役	野見山		豊
社外監査役	一法師	信	武

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

晴海アイランド トリトンスクエア
 オフィスタワーZ棟 15階
 株式会社カナデン 本社会議室

東京都中央区晴海一丁目8番12号 / TEL 03-6747-8800

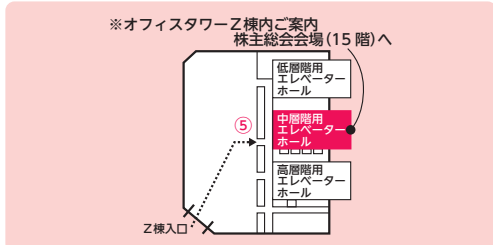
交通

都営地下鉄大江戸線
 「勝どき」駅

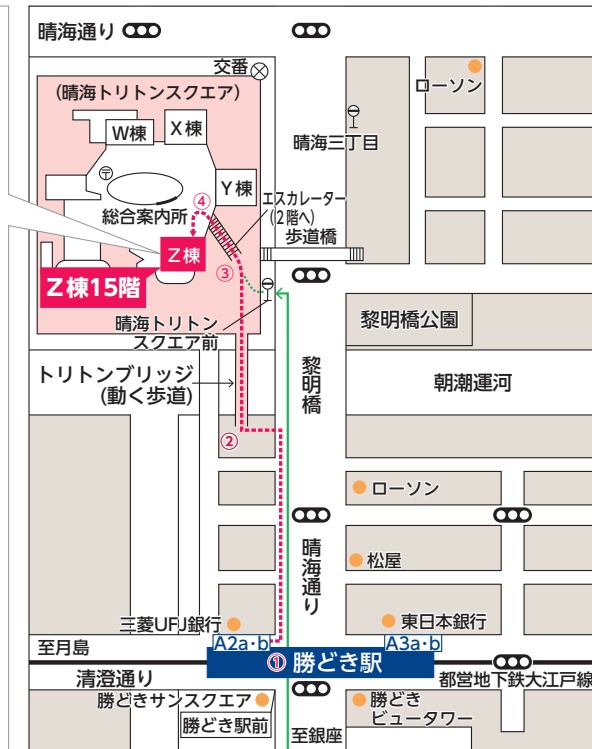
A2a・b出口
 (月島駅側)

より徒歩7分

●徒歩ルート



- ① 都営地下鉄大江戸線「勝どき」駅 A2a・b出口から出たすぐの交差点を渡らず、左折します(宝くじ売り場が目印です)。
- ② 100mほど直進すると、左手に「トリトンブリッジ」が見えますので、動く歩道を渡って直進してください。
- ③ 「トリトンブリッジ」を抜け、左手正面にあるエスカレーターを上り「晴海トリトンスクエア」に入ります。
- ④ エントランスの中央まで直進すると、左手側に「オフィスタワーZ棟」の入り口が見えます。
- ⑤ 「オフィスタワーZ棟」に入り、中層階用のエレベーターに乗り、「15F」までお越しください。



●バスでお越しの方 バスルート

	1	2	3	4
バス停最寄り駅	東京駅	有楽町駅	銀座駅	
バス乗車停留所	東京駅丸の内南口	有楽町駅前	数寄屋橋	銀座四丁目
都営バスの系統	都05-1又は05-2		都03、05-1又は05-2	
行先	晴海埠頭行き 又は 東京ビッグサイト行き			
下車停留所	晴海トリトンスクエア前			



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

